

宇治田原都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標.....	1
2	区域区分の有無及び方針.....	3
3	土地利用の方針.....	4
4	都市施設の方針.....	7
5	市街地開発事業の方針.....	10
6	自然環境の整備又は保全に関する方針.....	11

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には京都府南部地域東部の山間の盆地に位置し、北東部では滋賀県に接しており、古くは禅定寺等の寺領や岩山及び郷之口地区に城下町が築かれた歴史を有している地域である。近年、大都市圏の近接地として、宇治田原工業団地や民間住宅団地の整備、また、公共下水道などの生活基盤の改善が図られており、都市化が進んできている。また、国道307号等の幹線道路の整備や新名神高速道路の事業化により、他地域との連携が強化されるなど地域の重要性が増してきていることから、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、安心・安全な暮らしを確保し、広域交通網、豊かな自然を活かした豊かな産業・文化の交流を促進するため、農業的土地利用との整合を図りつつ、計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

- ①子育て世代、高齢者等のだれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ②中心市街地に公的な役割を担う施設が集積し、賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完・連携する効率性・利便性の高い都市づくり
- ③公共交通等により中心市街地と生活拠点がネットワーク化され、誰もが活動しやすい都市づくり
- ④ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり
- ⑤災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑥広域交通網、学術研究施設、産業の集積を活かし、交流連帯によってイノベーションが進展することで、地域経済が持続的に成長・発展する都市づくり
- ⑦地域特性を活かした個性的な魅力により、活発な交流が創り出される都市づくり
- ⑧自然、地域文化を反映した良好な景観が保全、形成されている質の高い都市づくり
- ⑨だれもが生まれ育った地域に住み続けられる魅力ある都市づくり
- ⑩住民、民間、行政等が連携・協働し、魅力ある地域社会を実現する都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、御林山、大峰山等の山々に囲まれ、主に山間を流れる田原川や犬打川沿いに平地部が広がっている。

既成市街地は、これらの河川に平行して整備されている国道307号、府道宇治木屋線沿いの平地部に形成されており、近年では、公共下水道等の生活基盤の改善が図られているものの、小規模な工場や商業施設が住宅や農地と混在する状況にあるため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導が必要である。また、緑苑坂、銘城台の住宅団地や宇治田原工業団地の開発地については、引き続き良好な居住・就業環境の保全を図ることとする。

さらに、新名神高速道路等の都市基盤整備が進められており、今後の区域内の開発需要が

高まることが予想されることから、低未利用地の活用も含め、計画的な都市的土地利用を図ることで、引き続き、美しい景観や自然環境の保全が必要である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆豊かな自然等の大都市にない魅力的な居住環境の形成による誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市

豊かな自然環境や田園景観を保全し、大都市にない魅力的な居住環境を形成するとともに、周辺都市との交流を推進し、地域住民と共に実現していく豊かな生活環境を整える。

また、工場や商業施設等の立地を計画的に規制・誘導する等、合理的な土地利用を図るとともに、隣接する都市との補完・連携を強化することで、快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市を目指す。

◆災害に強くしなやかで安全な都市

河川改修、老朽化する既存施設の維持管理等のハード対策、土地利用規制、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害や、発生が懸念されている東南海・南海地震等の大規模災害から、府民や来訪者の生命、財産を守り、都市の重要な機能が致命的な損害を受けず、被害を最小限に抑え、迅速な復旧が可能な災害に強くしなやかな都市を目指す。

◆豊かな歴史・文化・自然、広域交通網を活かした産業拠点を活かした交流都市

琵琶湖国定公園や末山・くつわ池自然公園等の自然環境や禅定寺、世界文化遺産登録に取り組んでいる宇治茶などの地域産業等の歴史・文化資源の保全・活用を図り、観光やレクリエーションなど交流機能の充実を図る。

また、新名神高速道路、国道307号、（都）宇治田原山手線等の広域交通網を活かして、宇治田原工業団地等に産業集積を図り、広域的な連携や交流を一層促進し、魅力と活力ある産業拠点のある都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口、産業規模等の都市的集積度は小さく、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適正な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

町役場の建て替えと整合を図りながら業務地を配置し、一般業務施設の機能向上を図る。

②商業地

立川西地区を中心商業地として位置付け、商業地の配置を図る。

また、国道307号及び（都）宇治田原山手線沿道については、日常的な商業需要に対応する地区中心的な商業機能の形成を図る。

③工業地

宇治田原工業団地においては、工業地を配置し、産業基盤を活かした工場の集積を図る。

また、（仮称）宇治田原インターチェンジに隣接する銘城台地区から郷之口地区までの国道307号沿道に、工業地の配置を図る。

さらに、緑苑坂地区においても、工業地を配置し、環境負荷の小さい工場等の立地を図る。

④住宅地

郷之口地区から岩山地区にかけての国道307号沿道の既成市街地等に、地場産業との共存に配慮しつつ、住宅地の配置を図る。

また、銘城台地区及び緑苑坂地区についても住宅地の配置を図り、緑豊かな自然環境と調和した、良好な市街地環境の保全と形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	市街地幹線道路沿道	郷之口下町からの岩山長山までの町道沿道
商業地	荒木・立川の近隣商業地区 緑苑坂近隣商業地区	
工業地	宇治田原工業団地 贄田・立川地区 緑苑坂産業地区 （仮称）宇治田原インターチェンジに隣接する国道307号沿道	
住宅地	銘城台地区 緑苑坂住宅地区	立川大導寺地区 禅定寺地区 湯屋谷地区

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地

域社会の実現を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	郷之口、南	<p>既存コミュニティの保全に配慮しながら、幹線道路へのアクセスを高めるとともに、通過交通を排除した道路整備を進める。</p> <p>特に、公共施設の整備が遅れ老朽木造住宅が密集した市街地については、住環境整備事業及び地区計画等の活用を図りつつ、耐震性・耐火性等の防災性能の向上を図るとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。</p> <p>また、商業・業務地として高度利用を図るべき区域を含む住区については、市街地開発事業と併せた公共施設の整備を誘導する。</p> <p>さらに、介在する未利用地の整序のため、地区計画等を活用し良好な市街地の形成を誘導する。</p>
新市街地		銘城台、緑苑坂	<p>適切なコミュニティの形成に配慮しながら、宅地開発の面的整備により公共施設の先行的整備を進める。</p> <p>併せて、地区計画等を活用して良好な市街地の形成を誘導する。</p>

(4) 特に配慮すべき土地利用の方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、誰もが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図る。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造建物が密集し公共施設の整備が必要な地区においては、耐震性の向上を図るとともに、道路・公園等の整備を推進し、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

田原川、贄田谷川、糠塚川、城土川、禅定寺川等の各河川沿い及び緩傾斜地の農地は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等は、今後ともその保全に努める。

⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

砂防指定地については、土砂流出防止機能の確保のため、今後とも維持と機能向上に努める。

また、区域を取り囲む山麓部内の保安林等の指定地域、急傾斜地、土砂災害の恐れがある地区を含む地域については、災害防止のため開発の防止・保全を図る。

⑥都市内の緑地又は都市の景観・風致の維持に関する方針

琵琶湖国定公園、末山・くつわ池自然公園や禅定寺京都府歴史的な自然環境保全地域等を保全するとともに、宇治川、田原川等の自然環境や禅定寺周辺等の歴史的環境を地域制緑地の指定等により保全に努める。

また、景観法を活用した実効性ある景観誘導等によって、茶畑等地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

広域交通網を活かした産業拠点のある都市を目指し、新名神高速道路の整備を促進するとともに、インターチェンジへのアクセス道路等として(都)宇治田原山手線等の整備を進める。

快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市を目指し、既存道路機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創り出す。

また、人口減少などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

自然や歴史にふれあえる都市を目指して、国道307号等の観光拠点へのアクセス道路の整備や歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

なお、各拠点施設間の歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、これらの施設整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、

現況(平成22年)整備率 約8%であるが、平成37年には、約20%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
整備率	約8%	約20%

③整備方針

ア 道路

高速道路としては、新名神高速道路の整備を図る。

幹線道路等としては、国道307号及び(都)宇治田原山手線等の整備を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	新名神高速道路 国道307号、(府)宇治木屋線、(都)宇治田原山手線

※(都)：都市計画道路を表す。

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、宇治田原町単独公共下水道の汚水計画に基づき下水道（汚水）の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

宇治田原町単独公共下水道の汚水事業を推進し、処理区の拡大に努め、終末処理場の増設を行う。老朽化施設については、計画的な更新・改築を推進する。

汚水処理に係る整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
普及率	61%	100%

*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

③整備方針

宇治田原浄化センターの整備と公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指し、老朽化施設については、計画的な更新・改築を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業	宇治田原町	宇治田原処理区

(3) 河川

①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、河川環境の整備と保全に努める。

②整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた

流出抑制対策を講じる。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は、田原川が地区の中心部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。また、河川改修については河道整備の促進を図るとともに流域のもつ保水機能の維持、確保を図り総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、親水機能をもった河川整備等により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

(4) その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

発生抑制を前提とした、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民、事業者と行政の連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、環境基準等に対応した処理機能の高度化を図る。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

②整備方針

ア ごみ処理施設

リサイクルの推進を図るとともに、環境基準等に適合した施設として処理機能の高度化を図る。

イ 学校

少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について統廃合を含めた検討を行うとともに、高齢化に対応した、多様な世代が利用できる施設の多機能化についても検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は都市近郊地域として、幹線道路網の整備と並行し、大・小の住宅開発や工業団地造成が進められてきており、今後は新名神高速道路のインターチェンジの整備によるポテンシャルの向上を活かした、新たなまちづくりを進めていく。

市街地の整備に関しては、優れた自然と調和のとれた街並み景観の保全・形成をはじめとした地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進することとし、既成市街地や小規模宅地開発により形成された市街地において、地区計画等を活用した、安心・安全な市街地への更新を促進する。また、山砂利採取地等の低未利用地等についても土地利用の転換を図るとともに、優良農地の保全により、大都市近郊地域として、職住合わせた都市拠点としての整備を図る。

(2) 整備方針

①新市街地

幹線道路沿いに民間開発による良好な住宅整備を図るとともに、新たな土地利用が見込まれる新名神高速道路のインターチェンジ付近や砂利採取場跡地の土地利用の転換を図るため、区画整理事業等の面的整備事業による整備を検討する。

②既成市街地

既成市街地における防災性能の向上、地区計画等を活用した良好な住宅環境の誘導を図る。

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「みどりあふれる環境の形成と郷土景観の保全」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成37年)	都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合
	約2,600ha	約87%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成22年実績	平成37年整備目標
都市計画区域人口	約26.8㎡/人	約42.2㎡/人
1人当たり整備面積	(約5.9㎡/人)	(約6.4㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- 自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。

○東海自然歩道等の自然歩道や自転車のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

○うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

○市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。

○歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	銘城台自然公園等において適切な維持管理を図るとともに、街区内に居住する者が容易に利用できるような新たな公園整備を検討する。
	地区公園	宇治田原運動公園等において適切な維持管理を図るとともに、住区内に居住する者が容易に利用できるような公園整備を検討する。
緑地		公共施設等において約11haの整備保全を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図る。

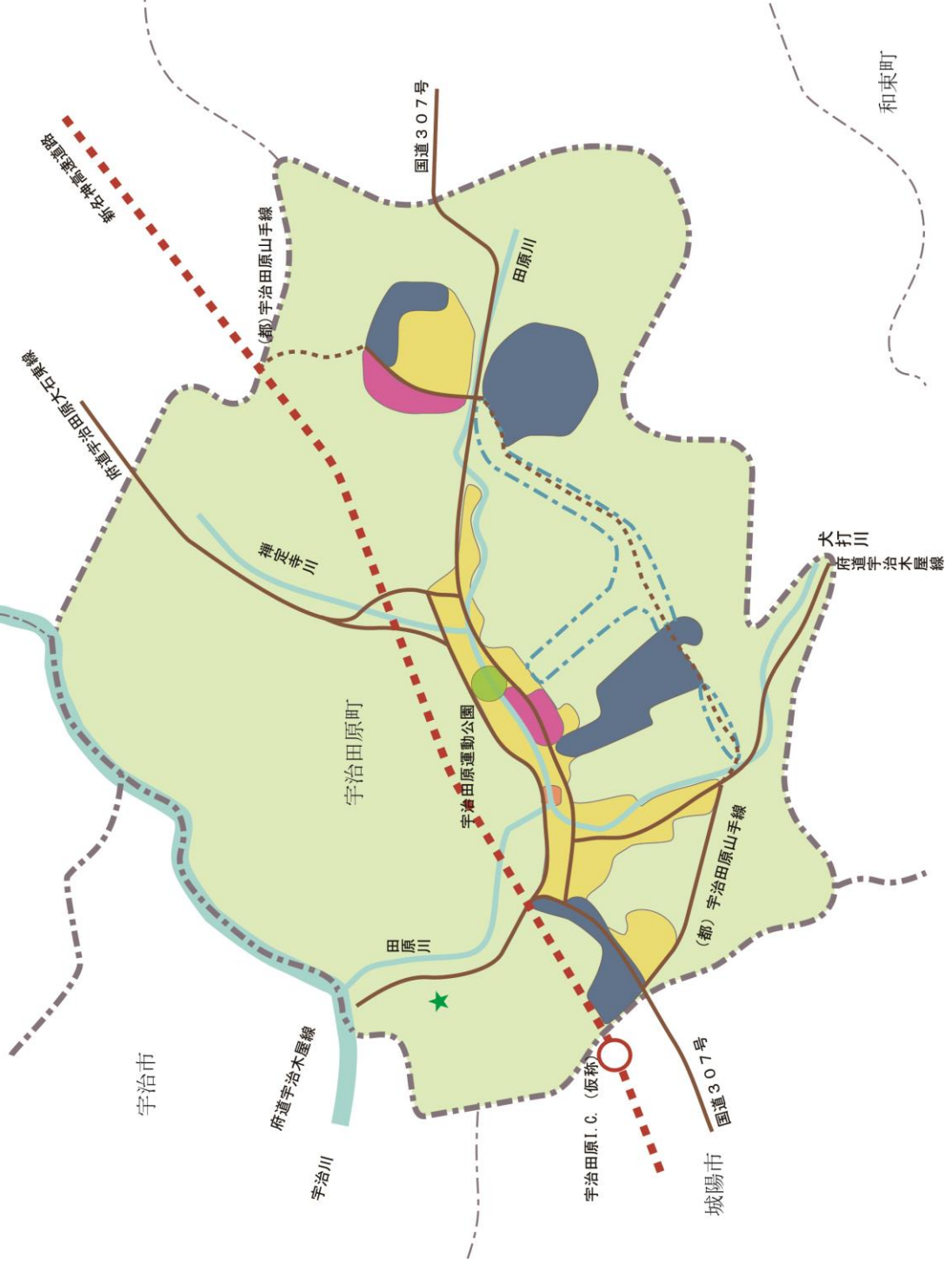
②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要
風致地区	宇治田原風致地区が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図るとともに、その周辺の緑地について、必要に応じて指定を行う。
歴史的 自然環境保 全区域	禪定寺周辺が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、歴史的 自然環境の保全を図る。
自然公園	宇治川沿いに琵琶湖国定公園が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

公園緑地については、地域特性を考慮した上で、既存施設の適切な維持・管理を行うとともに、区画整理事業等の面的整備事業に合わせた新たな公園整備や道路環境施設帯等の公共施設における緑地整備を図る。

— 付 図 一 —



凡 例	
市町村界	---
都市計画区域	--- (dashed line with dots)
商業地	■ (pink)
業務地	■ (orange)
工業地	■ (blue)
土地利用検討箇所	--- (dashed line with dots)
住宅地	■ (yellow)
自動車専用道路	IC、JCT (red dashed line with white circle)
幹線道路	--- (dashed line with dots)
河川	— (blue line)
下水処理場	★ (green star)
公園・緑地	● (green circle)